

名古屋市告示第635号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施 術 所 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
たじみ鍼灸整骨院	名古屋市名東区香流一丁目1010番地 の 1	令和 7年10月31日
多治見 剛		
たじみ鍼灸整骨院	名古屋市守山区茶臼前 1番 1号	令和 7年10月31日
鈴木 啓悟		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課